

2025年11月

お客様各位

株式会社西日本住宅評価センター

## 品確法の改正に伴う申請受付等に関するお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、12月1日よりの品確法改正に伴う申請受付等を下記のとおりご案内いたします。

敬具

記

### ・申請受付について

法改正前書類（設計内容説明書）での受付は、2025年11月28日（金）15時までに当社へ到着（WE-Portalをご利用いただく際は、同日の15時00分までのデータ受信分）をもちまして受付終了とさせていただきます。

11月28日（金）15時以降の当社到着分につきましては、法改正後の書類（設計内容説明書・一次エネルギー計算書（Ver12.5））にての申請を何とぞよろしくお願いします。尚、受付は12月1日以降となります。

### ・申請図書についてのお願い

設計一次エネルギー消費量の値及発電設備等（コーチェネレーション設備を除く。）による設計一次エネルギー消費量の削減率の表示（「売電含む」、「売電含まない」それぞれ）を評価書に希望する場合、設計内容説明書に、その有無を記載してください。記載がない場合は、表示の希望がないものとして取り扱います。

5-2の等級6、7又は8で申請するときは、一次エネルギー計算書（Ver12.5）の提出※を、太陽光発電設備等による設計一次エネルギー消費量の削減率を表示するときは、太陽光発電設備等の図書の提出をお願いします。

※等級6で設計一次エネルギー消費量の値も太陽光発電設備等による設計一次エネルギー消費量削減率も表示しない場合は、一次エネルギー計算書（Ver12.5）の提出は不要です。

### ・変更設計での注意点

法改正前に提出頂いた申請については、変更設計での法改正後の表示等（等級7・8等）はできませんのでご注意ください。

なお、ご不明な点等がございましたら、弊社・設計センター各拠点までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

以上